(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づく地域公共交通網形成計画(以下「網形成計画」という。)の策定及び実施に関する協議並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号)に基づく生活交通確保維持改善計画の策定及び実施に関する協議を行うため、射水市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 網形成計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 網形成計画の実施に関すること。
 - (3) 網形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(協議会の組織及び委員の任期)

- 第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員(以下「委員」という。)をもって組織する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 公共交通事業者
 - (3) 道路管理者
 - (4) 公安委員会が指名する者
 - (5) 市民又は利用者の代表者
 - (6) 市長の指名する職員
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会の会議(以下「会議」という。)を進行する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 会議は、市長が招集する。
- 2 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させること ができることとし、あらかじめ市長に代理の者の氏名等を報告することにより、その 代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 3 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑 な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合については、非公開で行うものと する。

4 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第6条 協議会で協議が調った事項について、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第7条 第2条各号に掲げる業務について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、市民生活部生活安全課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(射水市公共交通検討協議会設置要綱の廃止)

2 射水市公共交通検討協議会設置要綱(平成26年射水市告示第164号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第2項の規定にか かわらず、平成32年3月31日までとする。